

文教厚生委員会記録

令和6年12月16日開催

- 1 日 時 令和6年12月16日（月） 9：57～13：34
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 渡部委員長 陶久副委員長
金久委員 喜多委員 福島委員 下川委員 藤本委員 久米委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 湯浅議長 佐々木副議長
- 6 傍聴議員 横田議員 幸坂議員 住友利広議員 広浦議員
橋本議員 住友進一議員
- 7 出席理事者 岩佐市長 西田副市長 平井副市長 坂本教育長
東條政策監 篠原政策監 田中市民部長 湯浅環境管理部長
荒井保健福祉部長 中橋教育部長 山下保健福祉部理事
小原環境管理部参事 東こども家庭局長 山下教育部参事
手塚市民生活課長 石本人権・男女共同参画課長 山田環境保全課長
松江文化振興課長 高原環境管理事務所長 東條介護保険課長
尾田保健センター所長 日下保険年金課長 兼任地域共生推進課長
川田生活福祉課長 中田こども支援課長 松村こども保育課長
田上教育総務課長 鎌田学校教育課長 田上生涯学習課長
篠原スポーツ振興課長 松本学校給食課長 松村那賀川図書館長
中川科学センター館長 清水税務課長 横手秘書広報課長 他
- 8 事務局 佐坂事務局長 近藤議事課長 谷崎課長補佐 玉木課長補佐
- 9 傍聴者 8名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 7

渡部委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。文教厚生委員長に就任いたしました渡部友子でございます。陶久副委員長と一緒に、秩序ある委員会の中で、しっかりと審議を深めてまいりたいと思いますので、委員の皆様、そして理事者の皆様にも御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。それでは、市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 おはようございます。本日は文教厚生委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。また、今議会におきまして新たに選任されました渡部委員長、また陶久副委員長をはじめ、各委員の皆様におかれましては、どうぞ十分な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、今月3日の午後から5日の午後3時まで発生いたしましたマイナ保険証の誤表示につきまして、委託先のシステム改修業者が誤ってデータを設定したことが原因でございましたが、不具合の影響を受けた被保険者や医療機関の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫びを申し上げます。しっかりと原因究明をするとともに、再発防止に努めてまいります。

さて、本委員会に提案させていただきます案件につきましては、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算案4件、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定についてが1件、指定管理者の指定についてが3件、阿南市立図書館除却工事の請負契約の締結についての1件の計9件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げます。以上、御提案申し上げました案件につきまして、御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

渡部委員長 ありがとうございます。本委員会の審査案件は、付託されました市長提出議案9件と令和6年9月定例会にて継続審査とされました陳情1件であります。

審査に入る前にお願いを申し上げます。理事者の方は、自己紹介をしていただきまして、議案の説明は着席して行っていただいて構いません。委員の方は、発言する場合は挙手をしていただきますようお願い申し上げます。それでは審査に入りたいと思います。

第4号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算（第4号）について（関係部分）

渡部委員長 初めに、第4号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、本委員会に関係する部分を議題とします。第4号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。喜多委員。

喜多 委員 こちらの第2表の債務負担行為補正でスクールバスの運行委託事業が、令和6年度から7年度、860万円と出ておりますけれども、以前、広浦議員が一般質問でされた際には、確か1年間600万円程度だというお答えをいただいていたんですけども、260万円ぐらい上がってるんですね。これはどういう理由で上がってるのかと、もし、できまして、その860万円の内訳ですね、お聞かせ願えたらと思います。

渡部委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 教育総務課、田上でございます。スクールバスの運行委託についてお答えいたします。
スクールバスの運行委託費用 860 万円につきましては、令和 7 年 4 月からの椿町中学校と阿南第二中学校の再編に伴いましてスクールバスを運行するための委託費用でございます。860 万円の内訳といたしましては、運転手に係る人件費、それからスクールバスの燃料費、その他点検修理費用等といたしまして積算をしております。これらの費用につきましては、1 日当たりの運行料金として 2 万 8,710 円を積算しております。これらの年間 300 日運行する予定としております。このことから年間 860 万円の委託を行うものでございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうすると、このスクールバス、1 日 2 万 8,710 円と、これ、往復、1 日、だから 2 往復ということですね。そうすると、例えば椿とか、今回、新野からいろんな交通ネットワークが非常に不便だと。そういうときに、簡単に委託とやってますけれども、市が例えばスクールバスを持って運転手を雇ってやったのと、どっちが試算したら安いのかとか。例えば市でもらってて、スクールバスと一緒に、その地域の交通の足として使えないとか、そんな、いろんなことの御検討っていうか。例えば、なかちゃん号が走ってるけど、それは使えないと思うんですけど、いろんな、これから今後の交通体系のことを考えて、簡単に、安易に委託とやってみたいんですけども、そういったところの試算とか、そういったことは御検討されましたか。

渡部委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 ただ今の御質問でございしますが、スクールバスの運行につきましては、保護者からの要望もございました。徳島バスさんも椿泊から橘まで公共交通がございしますが、橘の停留所で降りますと、そこから阿南二中まで歩いて通う距離もございします。そういうところも想定いたしまして、事業者への委託を検討いたしました。費用につきましては、当初、運転手の人件費として 600 万円を予定しておりましたが、今回、燃料費、その他点検費用として追加をいたしております。

あと、公共交通を利用した場合につきましては、朝は通学に適切な時間帯の便はございますが、帰りの便につきまして、公共交通の場合は便数が少なく、学校が終わったときの時間に対応が困難という面もございまして、今回、委託のほうを検討しております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 喜多委員。

喜多 委員 それで、細かいようですけど、もともと 600 万円ぐらいが 860 万円になった、その期間で高くなった要因って、ここのところは何なんですか。

渡部委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 委託費用が増えた理由につきましては、当初は運転手の人件費のみで 600 万円を予定しておりましたが、今回、市が購入するバスの燃料費、それから車検、点検等の費用等も委託に含まれます。それから当初は朝 1 便、帰りも 1 便というような予定をしておりましたが、今回、帰りの便、部活動にも対応させていただきます。それから補習がある

ときの補習の便など、便数を増やすことを検討しておりますので、その分、費用のほうは増額しております。

渡部委員長 ほか、質疑ございませんか。金久委員。

金久 委員 おはようございます。第4号議案の補正予算の中で、補正予算の説明書の、先ほど喜多委員もおっしゃってた債務負担行為補正の令和6年度追加分の中に、中学校教師用教科書購入等事業が令和6年度から7年度の期間で限度額が2,660万円の債務負担行為がされますけれども、これは令和7年度、令和7年4月ですね、始業式までにかかる中学校の教科書の購入等とお聞きしておりますけれども、数量とか、その内容についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

渡部委員長 鎌田学校教育課長。

鎌田 課長 学校教育課、鎌田でございます。よろしくお願いいたします。中学校教師用教科書購入につきましの御質問にお答えをいたします。

中学校教師用教科書購入につきましては、年度当初の事業開始前の始業式までに学校に入れる必要があるためでございます。内容としましては書籍の各教科ごとの教師用教科書と指導書、合わせて1,326冊となります。加えて教師用のデジタル教科書の使用料となります。以上、お答えいたします。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。ぜひ、令和7年度の授業に間に合うように進めていただきたいと思いますし、そのデジタル教科書等につきましては授業等に十分生かされますようお願いをしておきます。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 続いて、同じ債務負担行為補正の令和6年度追加分で、施設の指定管理者業務委託が3カ所の分で事項として記載がされております。そのうち、文化会館及び情報文化センター指定管理者業務につきましては、期間が令和6年度から令和9年度、実際は令和7年度からと思いますけれども、限度額が2億9,503万2,000円とございます。

そこでお伺いをいたしたいのですが、この指定管理業務の委託の主な業務について教えていただきたいと思います。また、今後、光熱水費などが増加する場合に、この指定管理者業務委託料は期間内におきまして変更する検討がされるのでしょうか。併せてお伺いをいたします。

渡部委員長 松江文化振興課長。

松江 課長 文化振興課、松江です。金久委員の質問にお答えいたします。

文化会館及び情報文化センター指定管理業務の主なものといたしまして、それぞれの施設での自主事業及び貸館業務と施設維持管理業務及びホールの運営業務となっております。なお、情報文化センターについては図書館との複合施設であり、図書館の運営業務については直営で行い、施設の維持管理、空調や電気施設等は指定管理者が行っているため、連携を図っております。

続きまして、今後の変更の御質問ですが、次期指定管理者につきましては指定管理者募集の際、指定管理者と市のリスク分担について、光熱費等の変動に伴う経費の増減に

については、従前と同じ指定管理者負担としておりますが、新しく、著しい物価変動が発生した場合を協議事項として付け加えておりますので、その際は適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 文化会館とかの業務につきましては、情報文化センターも一緒でございますけれども、施設におきます専門的な技術によりましての管理、あるいは文化振興事業を多分、進められていかれると思います。多くの方が訪れまして、なかなか見たり体感できないような、そういう幅広い文化の提供がされますので、施設の日常管理から充実した事業の実施に努めていただきたいと思いますし、委託料の変更につきましては、他の指定管理等もありますことから、市として総合的に判断して進められるようお願いをしておきます。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 続いてよろしくお願いします。
民生費の中で、児童福祉総務費に施設用備品購入費 688 万 8,000 円が予算計上されておられます。そこでお伺いしますけれども、この施設はどこなのか、また、その施設備品については、主なものはどのようなものかお教えをいただきたいと思います。

渡部委員長 中田こども支援課長。

中田 課長 こども支援課、中田です。
施設用備品購入費についての御質問でございますが、これは令和 7 年 4 月に開設を予定しておりますこども家庭センターの設置に係る経費を計上しております。施設用備品の内容につきましては、センターに配置する職員の机、いす、また書類を保管するためのキャビネット及び妊娠届出時の面接や育児相談を実施するスペースを設けるためのパーテーションなど、いわゆる什器等の備品を購入する費用となります。以上、御説明とさせていただきます。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。年度末までにこれを準備しなければならないと思いますが、4 月から開設する家庭センターの分だということでございますので、しっかりとスタートが切れますように、準備を進めていただきたいと思います。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 引き続きお願いをいたします。
民生費の老人福祉費の中で、養護老人ホーム措置費で 530 万円が予算計上されております。この内容についてお教えをいただきたいと思います。

渡部委員長 兼任地域共生推進課長。

兼任 課長 地域共生推進課の兼任です。
養護老人ホーム措置費についてですが、補正の主な理由でございます。令和 6 年 3 月 26 日付の厚生労働局老健局高齢者支援課からの老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等についての通知に基づき、令和 6 年 4 月分から養護老人ホーム

の措置費に係る事務費や、処遇改善加算等の支弁額を増額改定したことにより措置費が不足したためでございます。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。国の法改定、制度改定によつての増額ということでありますので、適切に支給されますようお願いしておきます。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 引き続きすいません。

10 款の教育費で、社会教育費、公民館費の中に公民館管理費がございまして、設備改修工事費で 900 万円という予算計上がされております。この改修工事はどの施設でありますか。また、その改修の主な内容はどのようなことかお教えいただきたいと思ひます。

渡部委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 生涯学習課、田上です。公民館管理費の設備改修工事費について御答弁いたします。この改修工事を行う施設は加茂谷公民館で、その主な内容は大ホールの空調設備不良によるもので、設備設置から 24 年以上が経過し、業者から部品供給ができないため、改修工事をするものです。以上、お答えといたします。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。年間を通じて多くの市民が利用される公民館でありますので、順次、改修工事が期限内に完了されますようお願いしておきます。
以上でございます。ありがとうございました。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。福島委員。

福島 委員 私もつられて、質問させていただきます。

例えば、4 款衛生費、1 項保健衛生費のこども医療助成費とか、上の老人福祉費の扶助費、また、上の生活保護費扶助費 1 億 8,300 万円。これ、当初予算に組んどったと思うんですけど、これは不足したけん追加で補正したっていうことでよろしいんでしょうか。お伺ひいたします。

渡部委員長 日下保険年金課長。

日下 課長 福島委員さんからの御質問で、こども医療費助成の 2,100 万円の増額補正でございますが、当初予算で今年度の見込み額を 3 億 6,492 万円と見込んでおりましたけれども、今年度の所要見込み額が 3 億 8,592 万円と見込まれますので、2,100 万円の増額補正を行うものでございます。

渡部委員長 福島委員。

福島 委員 ありがとうございます。全て、いずれも当初予算に対して事業費が増えたために補正したっちゃうことで、よく分かりました。
もう 1 個、質問いいですか。第 2 表の債務負担行為補正でちょっと説明いただきたい

んですが、例えば何でもいいんですけど、例えば一番額の大きい文化会館及び情報文化センター指定管理者業務委託料、令和6年度から令和9年度までに2億9,500万円余り、限度額としております。これ、令和9年度分は当初予算で組んどんのでしょうか。そのときは債務負担行為補正はしとらなんだんのでしょうか。お伺いします。

渡部委員長 松江文化振興課長。

松江 課長 文化振興課、松江です。
当初予算では組んでいないと思います。
すいません。この令和6年度に書いてあるのは、今後3年間の分の指定管理料なんで、補正で上げるため6年度としております。以上、答弁とさせていただきます。

福島 委員 ちょっと私、分かりにくかったんですけど。令和6年度の、今までに、例えば情報文化センター、指定管理委託料を今までに組んどらんのですか。

渡部委員長 田中市民部長。

田中 部長 福島議員の御質問にお答えします。
今年度、今回お願いしている分については、令和7、8、9年度の3年間分についてお願いするような形になっております。それで、令和6年度を入れているのは、今年度中、令和6年度中に契約行為をしなくちゃいけないので、令和6、7、8、9年度という形にしております。当然、その分については来年度の当初予算で令和7、8、9年度についての1年間の分について、それぞれの年度で委託料っていう形で計上させていただきますので、こういう形の処理ということになっております。以上でございます。

渡部委員長 福島委員。

福島 委員 ありがとうございます。
そうしますと、例えば今の情報文化センター指定管理料2億9,500万円ありますけど、これは令和6年度の予算は除いとんですか。令和6年度から9年度の間で2億9,000万円、もしくは令和6年度を除いた分が、令和7年度から9年度までが2億9,000万円っちゃうことなんでしょうか。

渡部委員長 田中市民部長。

田中 部長 そのとおりでございます。令和6年度中に入れているのは、あくまでも契約が令和6年度にあるということですから、ここにあるのは令和7、8、9年度の分で2億9,503万2,000円という形で、1年間9,834万4,000円という形で、令和7、8、9年度についての予算という形になっております。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。久米委員。

久米 委員 ちょっと確認なんですけど、教育費の小学校営繕費の修繕料で600万円ついてることと、もういっちょは施設改修工事費の640万円、逆にマイナスになっているところがあるんですが、これはどこで、どの内容なのかだけ教えてください。

渡部委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 ただ今の御質問でございますが、小学校の営繕費の 600 万円につきましては、小学校営繕費の修繕料につきまして、年間の修繕見込みの不足額についてお願いするものでございます。

校舎改修事業の 640 万円の減額につきましては、校舎改修工事費から営繕費のほうへの組み替えを行うものでございます。その内訳といたしましては、岩脇小学校と今津小学校の防球ネット改修工事等の不用額を修繕料のほうへ組み換えるものでございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 久米委員。

久米 委員 ありがとうございました。結構です。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第 4 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 4 号議案 令和 6 年度阿南市一般会計補正予算(第 4 号)についてのうち、本委員会に関係する部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 5 号議案 令和 6 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計補正予算(第 1 号)について

第 8 号議案 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

渡部委員長 次に、第 5 号議案 令和 6 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計補正予算(第 1 号)についてと、第 8 号議案 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定についてを一括して議題とします。まず、第 8 号議案から理事者の説明を求めます。手塚市民生活課長。

【理事者説明 手塚 市民生活課長】

渡部委員長 次に、第 5 号議案についての理事者の説明を求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。福島委員。

福島 委員 基金、これは財源の振替でございまして、起債をして基金を減額したっていうことでございます。この基金は、何の基金になるのでしょうか。

渡部委員長 山田環境保全課長。

山田 課長 補正予算説明書 11 ページをお開きいただきたいと思います。基金の名称につきましては、伊島地区コミュニティ・プラント維持基金でございます。以上、お答えとします。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
それでは、これより、第 8 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 8 号議案 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

渡部委員長 続いて、第 5 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 異議なしと認めます。よって、第 5 号議案 令和 6 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 6 号議案 令和 6 年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）について

渡部委員長　次に、第6号議案　令和6年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。理事者の説明を求めます。松本学校給食課長。

【理事者説明　松本　学校給食課長】

渡部委員長　理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。福島委員。

福島　委員　歳入で、学校給食徴収金が400万円ほど減額しておりますが、これについて伺います。岩佐市長は選挙公約で給食費を完全無償化するって言っておられました。もし完全無償化したとしたら、この徴収金が不要ってということなんでしょうか。伺いをいたします。

渡部委員長　松本学校給食課長。

松本　課長　この徴収金につきましては、委員がおっしゃるとおり児童・生徒、それに加えて教職員の徴収金も入っております。ですから、全額というわけではなくて、今、無償化の検討をさせてもらっているのは児童・生徒分ということになりますので、この徴収金の中には教職員分が入っております。

渡部委員長　福島委員。

福島　委員　教職員の額は相当少ないです。やっぱり一刻も早く、市長の選挙公約でございますから、市長が最近、選挙のときは「完全無償化します」って言いながらだんだんトーンダウンしまして、国の制度を見てするっていうことでございます。しかし、市長の約束は国の制度じゃなしに完全無償化、財源を使ってする。そして、財源は御安心くださいって言ったんですから、ぜひとも実現していただきたいと思います。終わります。

渡部委員長　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第6号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長　御異議なしと認めます。よって、第6号議案　令和6年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

質　疑　終　了　・　採　決
全　会　一　致　・　原案のとおり可決

第7号議案 令和6年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

渡部委員長 次に、第7号議案 令和6年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。理事者の説明を求めます。尾田保健センター所長。

【理事者説明 尾田 保健センター所長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。喜多委員。

喜多 委員 すいません。予算とは少し違うのかもしれないです。この中で在宅のお医者さんと当番医のお医者さんがあるんですけど、救急で連絡したら、消防のほうは分かっていると思うんです。これ、ローテーションみたいに保健センターのほうでは何日とか、何曜日とか、決まったようになってるんですか。今、途中で、自院でやったりとか、不規則に、フレキシブルに変わっていくような話なのか、それともきちんと保健センターは何日とか、何曜日とか決まったようになってるのか。そこんところ教えてください。

渡部委員長 尾田保健センター所長。

尾田 所長 在宅当番医の件でございますが、当番医は先ほど申し上げましたように、夜間休日診療所、あるいは自院でするってということなんですが、場所の勤務の日程につきましては医師会のほうに委託しておりまして、医師会が1年間の、この日はどこでするっていうのを決めております。ですので、不規則となっております。その日程につきましては、阿南市の夜間休日診療所のホームページ、また医師会のホームページのほうで、この日はどこで一次救急となっておりますというものを周知いたしております。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 喜多委員。

喜多 委員 要望なんですけれども、多額の費用を出して、医療センターをして、結局、その医療センターでいたお医者さんのために、例えば今度、健康センターを前に作った。これも多額の費用を使ってやった。そこで夜間診療をするということになっておりますんで、できましたら夜間診療の病院があるので、ここはできるだけローテーションなり、きちんと市民が、いちいち広報を見なくても分かるように、ある程度、市民のために、もう何曜日だったら保健センターでやってるとか、できるだけ医師会のほうに要望をしていただきたいと思います。これはあくまで要望です。

渡部委員長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第7議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第7号議案 令和6年度阿南市夜間休日診療所事業

特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 10 号議案 指定管理者の指定について

渡部委員長 次に、第 10 号議案 指定管理者の指定についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。篠原スポーツ振興課長。

【理事者説明 篠原 スポーツ振興課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。喜多委員。

喜多 委員 この指定管理者になって、阿南市スポーツ総合センター、ずっと OK さんがやられてるんですけども、よくやられてると思ひまして、別に水泳のほうも、いろんなこともやられてるし、いいとは思ひうんですけども、若干気になるのは、この令和 7 年度からの指定管理者を決めるときに、今回、公募とか、そういうのはされてるのでしょうか。

渡部委員長 篠原スポーツ振興課長。

篠原 課長 ただ今の、公募したのかどうかという御質問にお答えをいたします。
去る 8 月 15 日から 9 月 20 日までの間に指定管理者の募集を行いました。この募集につきましてはホームページ、広報あなんでの募集を行っております。以上、募集についてお答えといたします。

渡部委員長 喜多委員。

喜多 委員 今回は OK さんだけだったということでしょうか。

渡部委員長 篠原スポーツ振興課長。

篠原 課長 はい、OK スポーツクラブ 1 社でございました。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 10 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 10 号議案 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 11 号議案 指定管理者の指定について

渡部委員長 次に第 11 号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。理事者の説明を求めます。松江文化振興課長。

【理事者説明 松江 文化振興課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。福島委員。

福島 委員 ちょっとお伺いします。指定管理は大体 3 年なんです、このコスモホールについては、前は期間は、何年だったんでしょうか。今回は 3 年ですけど。

渡部委員長 松江文化振興課長。

松江 課長 前は 5 年間となっております。以上です。

渡部委員長 福島委員。

福島 委員 前は 5 年だったんですが 3 年になったと。実は私、羽ノ浦で支所、旧の役場が古くなってどこへ支所を持って行くかっていうときに二つの案があったんです。羽ノ浦公民館にするか、情報文化センターにするかっていう案があったんです。そのときに 5 年の指定管理で指定管理しとんで使えんだろうっていうことだったんです。大体、皆、3 年と思うんですけど、どうしてここだけ 5 年だったんでしょうか。結構です、難しい質問なので結構です。それで結構です。これから、3 年が適当と思います。

それともう 1 個、私、指定管理は徳島新聞社がしとったと思うんですけど、運営共同企業体、前から運営共同企業体だったんでしょうか。

渡部委員長 松江文化振興課長。

松江 課長 以前から同じ、運営共同企業体で行っており、代表法人が、一般社団法人徳島新聞社となっております。以上、お答えとします。

渡部委員長 福島委員。

福島 委員 ありがとうございます。
もう極めて簡単で結構です、夢・コスモホール運営共同事業体の概要っていうか、

極めて簡単で結構です。その企業体の概要をお伺いします。

渡部委員長 松江文化振興課長。

松江 課長 運営共同事業体は、代表団体が一般社団法人徳島新聞社で、構成員といたしまして株式会社スタッフクリエイト、あと株式会社マザーアースエンタテインメントの3社で構成されております。以上、お答えとします。

渡部委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第11号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第11号議案 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第12号議案 指定管理者の指定について

渡部委員長 次に、第12号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。理事者の説明を求めます。尾田保健センター所長。

【理事者説明 尾田 保健センター所長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第12号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第12号議案 指定管理者の指定については原案の

とおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

渡部委員長 ここで 15 分間の休憩をいたします。

休 憩 10：59～11：14

渡部委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

第 19 号議案 阿南市立阿南図書館除却工事の請負契約の締結について

渡部委員長 次に、第 19 号議案 阿南市立阿南図書館除却工事の請負契約の締結についてを議題とします。理事者の説明を求めます。松村那賀川図書館長。

【理事者説明 松村 那賀川図書館長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。喜多委員。

喜多 委員 この入札は、要するに総合方式じゃなくって、いわゆる価格入札ということでよろしいでしょうか。

渡部委員長 松村那賀川図書館長。

松村 館長 これは指名競争入札ですので、価格による入札でございました。以上、お答えといたします。

渡部委員長 ほかにございませんか。下川委員。

下川 委員 図書館の土地なんですけども、一部借地だと思っんですけども、1 年間の借地料をお教えいただけますか。

渡部委員長 松村那賀川図書館長。

松村 館長 旧阿南図書館の道に近いほう、コンクリートで敷いております駐車場部分が借地となっております、こちらのほうの借地料は年額 220 万円となっております。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 下川委員。

下川 委員 ありがとうございます。1 年間 220 万円の借地料ということなんですけども、除却後、

駐車場になるということをお聞きしてるんですけども、それ以外のことも検討されたのでしょうか。

渡部委員長 松村那賀川図書館長。

松村 館長 前の駐車場につきまして、阿南図書館除却の間、それから阿南中央図書館、仮称でございますが、こちらの整備の間はどうしても必要となる土地でございますので、当面は借地させていただいて、その整備に対して使うものと、今、検討を進めております。その後につきましては、今後どうしていくかということで検討をし、協議をしてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 下川委員。

下川 委員 ありがとうございます。
ちょっと、市民の方から駐車場だともったいないとか、そういう意見がいくつかありまして、市民会館除却、あの工事が終わるまでということで理解しました。ありがとうございます。

渡部委員長 ほかにございませんか。喜多委員。

喜多 委員 以前、この借地料、私の記憶違いでなければ 250 万円って伺ってたように思うんですけど、今聞くと 220 万円、30 万円の差があるのはどうしてでしょうか。

渡部委員長 松村那賀川図書館長。

松村 館長 借地料に関しましては、かつては 240 万円であったと記憶してるんですけども、図書館前の道の拡張工事等で土地のやり取りがありまして、そのときに、土地の持ち主の方と図書館が協議をしまして、220 万円になったということです。御答弁とさせていただきます。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 19 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 19 号議案 阿南市立阿南図書館除却工事の請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

陳情第3号 新型コロナワクチン接種後健康被害の実態調査及び接種後健康被害の原因究明と治療法の確立を求める意見書を国へ提出することを求める陳情書

渡部委員長 次に、陳情の審査に入ります。陳情第3号 新型コロナワクチン接種後健康被害の実態調査及び接種後健康被害の原因究明と治療法の確立を求める意見書を国へ提出することを求める陳情書を議題といたします。本陳情は、令和6年9月定例会において継続審査となっているものでございます。直ちに委員から御意見をいただきたいと思います。御意見ございますか。藤本委員。

藤本 委員 この陳情に反対の立場から意見させていただきたいと思います。
9月定例会に上程されておりまして、そのとき、審議に加わってなかったので、勉強させていただきました。陳情の趣旨のところにに関して、いくつか気になるところがございましたので、担当課の方をお願いをして、国とか、厚生労働省とか、医師会等の見解が分かる資料をいただいて改めて読んでみたんですが、1枚目の下から9行目ぐらいから何点かあるんですけども。

まず、「JN1対応コロナワクチンの効果は明らかではありません」という文章がありますが、これに関しては厚生労働省のホームページから、厚生科学審議会、厚生労働省の審議会の一つと思うんですけど、ワクチン分科会、令和6年9月の会議録において「JN.1系統対応ワクチンは、KP.3系統に対し、従来のワクチンより有効性の向上が期待されるとされた」と、「期待される」という表現ですけども、この陳情内容とは違っております。

次に、その下の行の「次世代型mRNAワクチンについて、一部の免疫学者・医師らにより公衆衛生上の重大な懸念が示されております」とありますが、これについても、同じく厚生労働省のホームページから、令和6年度の第2回予防接種に関する自治体説明会のところで、やはり見解として、読みますけども、「安全性については、これまでの臨床試験で約1万8,000人に接種されていますが、心筋炎等の重篤な副作用は確認されておらず、ファイザー社のmRNAワクチンと比べて有害事象の種類や発現割合等に明確な差は認められていません」とあります。

そして、次の2行下なんですけども、「国は新型コロナワクチンの有効性や安全性に問題はないとしていますが、新型コロナワクチン接種後から感染拡大や死者数の増加が始まっているように見えます」とありますけども、これに関しても、やはり見解が違っておりまして、「安全性については、現時点で新たな懸念は認められないと評価されている」と、先ほどのワクチン分科会の議事録から確認できますし、また、この10月、2024年の10月に一般社団法人の日本感染症学会及び日本呼吸器学会、日本ワクチン学会の文書から、「10月から始まった新型コロナワクチンの定期接種を強く推奨します」と。

一応、厚生労働省、もしくは学会のほうからこのような意見が出されておりまして、この陳情に関しては、陳情内容のところを見ると、少し失礼な言い方かもしれませんが、差しさわりのないような内容に見えるんですけども、やはり陳情の成り立ちが厚生労働省であったり、医師会の見解と違う趣旨から成り立っている陳情ということでございまして、そうすると、私では医学的見解が分かれるものに対して判断がつかない。となると、留意事項としてどういうことが判断材料になるのかと考えましたら、例えばどのような団体から出ているのかとか、どのような立場の方が、どのような数の賛同者を経てこういう陳情書を出しているかということで、一つ、継続にしたりとか、判断の基準にする材料になるんですけども、今回のこの陳情書においてはそういうことにも当てはまらないと考えます。

私はこの、今、こういう内容の陳情とか請願が阿南市以外の自治体で諮られているとか、また、審議されているとか、その辺の情報はほとんど分からないんですけども、仮に可決されたり、意見書が出されたとしても、その審議する人間の職業を考えた場合になかなか、どれほどの価値があるものかは分かりませんし、陳情者の方には大変失礼なんですけども、やはりこのような非常に専門性の高い医学的見解の分かれる内容のものに関しては、地方議会ではなくて、まずは医学会の中で議論を戦わせていただいて、この御主張の信憑性を高めていただきたいというふうに思いますので、再度言いますが、この陳情には反対、というか諮れない。以上であります。

渡部委員長 喜多委員。

喜多 委員 私は、この陳情には賛成であります。

これ、阿南市民の方から出てますし、私自身も、この10月1日から集団接種はなくなりました。ただ、市民の方から相談を受けるのは、施設に入ってるおばあちゃんが、私、断ったのに、また施設のほうで、皆が受けてるからと、皆と一緒に同調しなきゃいけないということで受けざるを得なかったと、何とかならないかと。それから、やっぱり不安がってる人は、コロナワクチンをやってから、次の日から調子が悪いと。阿南市に言っても取り合ってくれないと。

実はこれ、実際の話、ニュースでも、県のほうでも副作用はあると出たわけですし、これ、実際の薬の話ですし、今も分からない部分がたくさんある。そこで、不安がってる市民がいると。不安がってる市民っていうのは、これ、やはり私、地方議員ですので、困ってる市民がいる。その声は聞き届けたいと。不安になってると、そういう方がいるということなんで、やはりこれは、私は賛成で、それはもう国のほうでやっていただくのはやっていただく。だけど、地方議員としてこの声は届けたいと。私は、この陳情には賛成であります。

渡部委員長 ほかに御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御意見なしと認めます。

不採択との御意見がございましたので、これより、本陳情を挙手採決いたします。なお、挙手しない委員は不採択とみなします。

本陳情を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

渡部委員長 ありがとうございます。挙手多数であります。よって、陳情第3号は採択することに決しました。

なお、本陳情は意見書の提出が求められておりますが、全会一致に至りませんでしたので、申し合わせにより意見書の提出はいたしません。

質 疑 終 了 ・ 採 決
挙 手 多 数 ・ 採 択

渡部委員長 以上で本委員会に付託されました議案の審査と陳情の審査が終了いたしました。
小休いたします。

小 休 11:29～11:31

渡部委員長 それでは、再開いたします。

一 般 質 問

渡部委員長 これより、本委員会の所管に係る一般質問をお受けしたいと思います。4名の方から
通告がされておりますので指名いたします。藤本委員。

藤本 委員 私から2問で、一括で質問させていただきます。

まず1点目に、水泳授業の民間委託についてお尋ねいたします。4年ほど前に本会議
で提案させていただいて、昨年度からモデルケースで長生小学校と大野小学校。今年度
で本格施行ということで長生小学校と大野小学校がハッピースイミングスクールのほう
で実際に授業を行われておりますけども、来年度以降の見通しについてお聞かせいただ
けたらと思います。

次に、二つ目といたしまして、文部科学省から通知、不登校児童生徒への支援の在り
方についてというものが届いておると思うんですが、これはいわゆるフリースクール等
を利用した場合、公立学校を出席扱いとする要件のことにに関してでございますけども。
これ、先日、確認させていただいたんですが、簡単に担当課の方とお話をさせていただ
きました。その要件をこの場でちょっと改めて分かりやすく御説明をいただいて、実際
にその要件を満たすような運用がされているのかどうか。また、記録等、指導要録等にも
残されているのかどうか、お尋ねをいたします。

それと、また市内のフリースクールにおいても、その出席扱いになるところとそうで
ないところがあるように聞いております。過去に本会議での質問もあったかと思いき
ますけども、その評価というところは学校長のそれぞれの裁量に委ねられているというふう
にお聞きしたんですけども、実際、その評価の基準はどのようになっているのか、お聞
かせいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

渡部委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 水泳授業の民間委託の御質問についてお答えいたします。

本市の学校水泳授業につきましては、令和5年度より、ハッピー阿南におきまして長
生小学校及び大野小学校の児童を対象に試行を行いました。その後、保護者、児童、教
員に対し、アンケート調査を行った結果、天候や気温を気にせず授業ができる、専門の
コーチに教わることにより泳力が向上したと本人も喜んでいるなど、好評を得ることが
できました。そして、このアンケート調査の結果をもって、本年度より、この2校につ
いて、水泳授業の民間委託の本格実施を始めたところでございます。来年度につきまし
ては、サンアリーナにおきましても指定管理業者と協議を進めながら、新たな対象校を
定め、水泳授業の試行を行いたいと考えております。今後におきましても、水泳授業の
民間委託の対象となる学校の拡大に努めてまいります。以上、お答えいたします。

渡部委員長 鎌田学校教育課長。

鎌田 課長 学校教育課、鎌田でございます。2点目の、不登校児童・生徒の出席認定に関する御質問にお答えをいたします。

不登校児童・生徒が、民間施設であるフリースクールに通所、または入所し、相談指導を受けている場合の、指導要録上の出欠の取り扱いにつきましては、一定の要件を満たす場合において、校長の判断により、児童・生徒の学籍や指導の課程と結果を記録する指導要録上、出席扱いとしております。その一定の要件の掘りどころとなるものが、文部科学省通知、不登校児童生徒への支援の在り方についてになります。その通知の別記がございまして、義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについてに示されている出席扱い等の要件としましては、学校外の施設での「相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる」と示されております。

さらに、その要件が具体的に4項目示されておりまして、1点目といたしましては、保護者と学校との間に十分な連携、協力関係が保たれていることとなっております。

2点目といたしましては、教育委員会が設置する公的機関に通うことが困難な場合等で、民間の相談・指導施設において支援を受けることを本人や保護者が希望する際は、校長が、その支援が適切であるかを判断することになります。その判断の目安としましては、義務教育制度を前提として、各施設における児童・生徒の活動状況、相談・指導等に関し、深い理解と知識、または経験を有した人材の適正な配置、児童・生徒の個々の活動状況が適切に行われていること、学習支援等が保護者等に情報提供されてることなどを総合的に判断することが求められております。

3点目といたしましては、指導要録上の出席扱いの対象となるのは、教育支援センター等の公的機関、もしくは民間施設であるフリースクール等に通所、または入所して、相談・指導を受けている児童・生徒とすることとなっております。

4点目といたしましては、学校以外の公的機関、または民間施設における学習内容等が、学校の教育課程と照らし合わせて適切であると判断できる場合は、その学習内容等を指導要録に記入したり、その学習の評価等について児童・生徒、保護者が当該施設に伝えたりすることで、児童・生徒の学習意欲をより一層高め、自立を支援する上で有意義なことであるとされております。

以上の要件や判断の目安等については、国、県から通知等による伝達とともに、市教育委員会から校長会等での指示、連絡により適宜、周知徹底を図っております。また、各民間施設の状況を確認するため、施設訪問や、施設代表者とのヒアリング等を行い、不登校児童・生徒への適切な支援の在り方について共有し、出席認定の要件に基づく適正な運営の実施状況の確認に努めております。

また、記録につきましても、先ほどの要件の4点目の項目にございました指導要録への記録として、必要に応じて、適宜、当該施設での学習状況等の記入を各学校において行っているところでございます。

もう1点、3点目の御質問でございました民間施設の基準についてでございます。まず、不登校児童・生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、民間施設についてのガイドラインを参考として判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいことと示されており、出席扱いする場合の判断の目安を設けることについては、児童・生徒の状況や学習活動の取組、学校の実態によって一律に基準を決めることは難しい状況ではありますが、文部科学省通知、不登校児童生徒への支援の在り方についての別記にございます義務教育段階の不登校児童・生徒が、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて示されている出席扱い等の要件と民間施設についてのガイドラインを参考にし、各学校において適切に判断す

ることとしており、今後、不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保や、児童・生徒の社会的な自立を支援する観点からも、適宜、学校としっかりと協議をして、判断の目安について研究をしてまいります。以上、お答えいたします。

渡部委員長 藤本委員。

藤本 委員 ありがとうございます。

まず、水泳授業の民間委託についてでございますが、これは本会議場で質問させていただいたときにも、数字等も挙げさせていただきました。今後、阿南市が阿南市内の小学校のプールを全て更新、維持管理した場合と外注した場合、1人当たり1時間いくらの授業料を払って試算した場合、大体、コストは約半分になると試算されておりました。もちろん専門の指導員が指導されるということで、泳力の向上にも期待が持てる。それと、何より教職員の方々のプールの維持管理、メンテナンス業務の負担軽減、メリットはこういうところがあると思って提案させていただいて、ちょうど担当課も同じような考えをお持ちでしたので進めていただいたものと思います。

先日、ちょっと前になるといいますけど、関西系のニュースで、京都かどっかだったと思うんですけども、水泳授業を民間委託に出す特集のようなもので、そのときに阿南市において行われたアンケート調査が紹介されたりと、もう先進地のような扱いで見られておる面もあるかと思いますので、これから積極的に推進をしていただきたいと思います。

聞くところによると、ハッピーさんで授業を行っているようですが、今、授業がやはり6月、7月だけに限られていると。もともと、それぞれの学校でやった場合はそのスケジュール感になると思うんですけども、せっかく屋内の温水プールで受けていただいておりますので、これを秋季、冬季、春季にもやることによって、今、もう2校で割とキャパきちきちということを知っていますけど、やはり通年でやることによってさらにキャパも広がりますし、また、年間にやることを見通せば、事業所のほうも新たな雇用をしやすいような状況になると思います。一部、職員の方で、夏季に行われる水泳検定との兼ね合いで、なかなか夏季以外の授業をするのはどうかという御意見があるように聞いておりますけども、何とか御理解をいただいて、さらに推進していただけるように要望をいたしておきます。

次に、不登校児童生徒への支援の在り方についてのその具体的な内容と運用面について、また市内での出席扱いになるところの判断基準というところについてですけども、先ほど申し上げましたこの通知が、令和元年のものでですね。今から約5年ほど前のものですけども、いわゆるフリースクールと公共以外の施設に対する環境というのも、ここ数年で大きく変わってきているように思います。ですので、この不登校児童という言い方自体もどうかなとも思うんですけども、今、やはり積極的に選択して、こういうところに通われてる方もおいでだと思います。

出席扱いというのは、やはり、そういう方向に向いておりますので、もう広く認めるような方向に持っていただきたいんですけども、けど、やはりそういう、公立学校の出席扱いにするということは、やはり行政としても、しっかりと日常的に事業者の方とコミュニケーションを取って、その事業内容とか実態の把握について、常々把握しておく必要があると思いますので、本会議でも申し上げました、これは就学前の話になりますが、補助金面で不平等であるという話をさせていただきました。その際に、要項に基づいて、施設の安全面とか人員のことだけでなく、しっかりと事業内容等も把握しておく必要があると思いますので、教育委員会の皆さんには今後とも適切な御指導をいただけたらと思いますので、もう要望ですけど、申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

渡部委員長 次に喜多委員。

喜多 委員 今回はスポーツ振興課さんのほうへの質問になるかと思います。この前、横断幕の件で、野球のまち推進課のカモイであります野球ですね、そちらのほうは、やはり横断幕で応援をされてる。そのことについて一般質問で私のほうは他のスポーツにも目を配っていただきたいという話をしましたが、今回、ちょっとお願いしたいのが補助金なんです。

ちょっと、これは又聞きなんでよく分からないんですけど、恐らく甲子園に阿南市内の高校が出場したときには補助金が出てると思います。まあまあの金額だと思います。ところが、他のスポーツになりますと、例えばインターハイとか、国体とか、県外に阿南市内の高校が行く場合に、他のスポーツの子に関しては恐らく3万円の、議長さんと市役所の表敬訪問の3万円、6万円がいつてるとは思います。ただ、6万円なんです。野球の甲子園に行くのと比べると相当低いですね。むしろ、甲子園っていうのはここから見たら、大阪なんで近いんですよ。交通費安いんですよ。ところが、他のスポーツっていうのはインターハイ、この前、熊本であったかな。東北であったりとか、インターハイ、国体っていうのは相当遠いです。交通費も相当、親にも負担がかかってきます。高校生が稼いでるわけでもないんでね。

せっかく頑張ってる子どもたちがいるなら、甲子園に対して補助が出るなら、そこまで、そんなに大きな金額でなくてもいいんですけども、もう少し、3万円、3万円の6万円じゃなくって、インターハイ、国体に他のスポーツで出た場合には、同じ高校生ですよ。同じ学校で授業してますよ。でも野球してる子に関しては補助金が出るわけですよ。だから、剣道とかバスケットとかバレーとか、いろんなんあります。できましたら、個人競技の場合は、これは3万円、3万円、6万円かなとは思んですが、団体で、チームで行くような場合は、できましたら補助金等も考えていただきたいなと思ひまして、所管、スポーツ振興課の考えをお聞かせいただきたいなと思うんですけど、お願いします。

渡部委員長 篠原スポーツ振興課長。

篠原 課長 小中高、スポーツ団体、県外への大会等への補助金支出の見解と支出してはどうかとの御質問でございますが、現在、本市においては、教育委員会ですが、大会出場を支援する補助金制度は設けておりません。補助金を支出したことはございませんが、議員さんおっしゃるように、規定の中で、激励金という形で、表敬訪問された団体、個人にはその範囲で激励金をお渡しをいたしているような状況でございます。

今後どうしていくかという話の中では、各種競技において、四国大会、全国大会などへの出場されるチームや個人を応援することは、出場者のモチベーションの向上、スポーツの活性化につながることを考えられます。しかしながら、スポーツにはさまざまな競技がございまして、競技ごとの競技者数、規模、大会の規模ですね、それから個人、団体競技の別など、基準を設けることは簡単ではないと考えております。公平性の観点という意味におきましては、現状では補助金という形ではなく、応援する別の形を考えていかなければならないのかなと思います。補助金制度を設ける必要があるかどうかも含めて、調査研究をしていきたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

喜多 委員 今、言われたように非常に難しいなとは、確かに思います。競技にもよって違いますね。私、高校を例にしたんですが、確かに小学校でも、中学校でも全国に、中学校なんかでも行くような大会もございます。余談ですけど、私、高校のときは修学旅行に行きませんでした。だから、結局、インターハイ、国体、県外、遠征、そんなんで親にお

金を使わせてるんで、これはもう修学旅行は行けないなと。ほんでやめました。自分たちが勝手にやってるんじゃないかといやあそうなんですけど、できたら、スポーツ振興の面から、本当に難しいのは分かりますけど、今、少し、何かいろんな知恵を出していただきまして、応援できることは応援できる。例えばちょっとしたスポーツだと、公民館単位で補助金を出してるとこもあったとは思うんですよ。そのスポーツによたらそういうところからも出せる。スポーツ振興課以外でも、例えばそのスポーツ独特のものがあるんだけど、何か応援する制度を考えていただいて、できたら全国に行くようなチーム、個人がありましたら、もう少し充実、難しいですよ、本当に僕も分かりません。だけど、なぜか高校野球だけがぼーんとお金が入ってるんで、できたらほかのこのスポーツ振興の面も含めてちょっと考えて、難しいですけど、また要望といたしておきます。以上です。

渡部委員長 では福島委員。

福島 委員 それでは、通告してありますので、羽ノ浦小学校に関して質問します。

令和3年度から令和6年度までの各年度の小学校修繕費決算額と、決算に占める羽ノ浦小学校の修繕費は何%になりますか。お尋ねします。これは、羽ノ浦小学校、非常に老朽化して、修繕費がようけ要るのではないかと思いますので、パーセントをお伺いします。

次に、羽ノ浦小学校は現地建て替えがいいのか、旧共栄病院跡地がいいのか、あまり時間をかけることなく住民アンケートを実施すると言いながら1年以上が経過しております。今までの答弁では、こういった質問項目で何月にアンケートを実施するかについては、その内容及び実施時期について検討中と答弁をされていますが、もう1年以上も経過しましたので、こういう答弁ではなしに、今年度末までに実施するとか、来年度以降、何月に実施すると、具体的な答弁をお願いいたします。羽ノ浦小学校は老朽化して、喫緊の課題でありますので、早く調査をして方針を決めていただきたいと思います。

もう1個、先般の私の一般質問に対する答弁で、羽ノ浦小学校と岩脇小学校の再編統合の可能性を否定しない、実現可能な答弁をされました。また、岩佐市長は、羽ノ浦小学校の建設については将来を見据えてとか、向こう70年間の学校づくりとか、未来志向で考えておるので、当然、岩脇小学校との話も、この合併、統合を考えているものだと思います。それで、阿南市は、羽ノ浦小学校の建て替えについてアンケートを実施するといっていますので、ぜひとも市民の皆様に、羽ノ浦小学校と岩脇小学校の再編統合について市民の声を聞いていただきたいと思いますので、御答弁をお願いいたします。

次に、阿南市は、羽ノ浦小学校の建て替えについては現地建て替えを基本として検討を進めてまいりますとの方針でございます。老朽化し、教育環境の悪化した羽ノ浦小学校の建て替えは喫緊の課題ですが、現在の羽ノ浦小学校はJA東とくしま支所用地を購入し、グラウンドの狭い問題も解消しております。阿南市は、現地建て替えを基本として検討を進めていますので、羽ノ浦小学校の現地建て替えの基本的な考え方や、現時点での羽ノ浦小学校の整備計画を策定し、羽ノ浦小学校の保護者や関係者などに情報をしていただきたいと思いますので、お尋ねをいたします。

最後の質問になりますが、阿南市は共栄病院跡地に羽ノ浦小学校を移転することが可能だと思っているんでしょうが、もう、実は民間に売って、民間業者がもう間もなくユニボが入って、造成して、不可能だと思います。共栄病院以外に羽ノ浦小学校を建設する場所がございましたら教えてください。以上、質問いたします。

渡部委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 羽ノ浦小学校の建て替えについて御答弁いたします。

まず、羽ノ浦小学校の修繕費の実績についての割合でございますが、小学校修繕費の支出額につきましては、市内 21 校全体で、令和 4 年度が約 2,000 万円であり、そのうち羽ノ浦小学校は約 180 万円で、約 9 %でございます。令和 5 年度につきましては全体で約 2,800 万円であり、そのうち羽ノ浦小学校は約 240 万円で、約 8 %でございます。令和 6 年度につきましては、12 月 12 日現在の支払い済みの金額で計算をいたしますと、市全体で約 2,100 万円であり、そのうち羽ノ浦小学校は 420 万円で、約 20%となっております。

次に、アンケート調査についての御質問でございますが、学校は子どもたちにとって安全・安心で豊かな学びの場所であり、建築後 70 年間、その学びを確保することが重要でありますことから、アンケート調査につきましては、そういった観点からも、調査の手法、質問項目等について十分精査する必要があると考えておりますので、実施時期も含め、検討してまいります。

次に、羽ノ浦小学校と岩脇小学校の統合についてでございますが、本会議における教育長答弁の繰り返しとなりますが、羽ノ浦小学校及び岩脇小学校は、現時点で統合する予定はございませんが、今後、再編実施計画を進める際には、民意の適切な反映を重視する観点から、再編対象校でない学校の再編の可能性を完全に閉じるものではございません。

次に、羽ノ浦小学校の建て替えについて、地域の方に説明をしていただきたいというような御質問ですが、この羽ノ浦小学校についての基本構想等につきましては、建設場所が決まったのちに御説明をさせていただきたいと思っております。

最後に、羽ノ浦小学校の建て替えにつきましては、本会議における答弁の繰り返しとなりますが、現地建て替えを基本方針としながらも、羽ノ浦地区全体の教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 ここで休憩をいたします。

休 憩 12:00～12:57

渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
福島委員。

福島 委員 御答弁をいただきましてありがとうございます。
先ほど私、令和 3 年度から 6 年度までの各年度と申ししまいました。通告は令和 4 年度から 6 年までって言うてあったんですが、質問で 3 年を言いました。すいませんでした。

ここで私、びっくりしたんは、阿南市に 21 校もありながら、羽ノ浦町が 10%、羽ノ浦小学校が修繕費を使っとるそうです。これは、やっぱりどういうことかっていいますと、前に、一般質問で私、質問しましたように、4 年前にも私、羽ノ浦小学校、視察行っとったんですが、もう急激に悪化しております。そんでまだ、これ 20%ですけど、まだ直さんといかんところがいっぱいあるようです。ですから羽ノ浦小学校はもう緊急、喫緊の課題で建て替えするべきだと思っております。

次に、住民アンケートのことを聞きました。それで、私は今まではもう、いつどういった質問項目で、何月にアンケートを実施するかについては、同じことの繰り返しです。ですから、私は具体的に今年度末とか、いつですかっていう質問をしたんです。しかし、全く同じオウム返しです。オウム返しが許されるのは、やっぱり 1 年以内の話です。1 年以上たっても、アンケートする、するっちゃうてできないのはどういう理由があって、アンケートなんてすぐできると思うんですけど、どういう理由で 1 年以上たってもでき

ず、こういう答弁をなさるのかお伺いをいたします。

次に、先般の私の一般質問に対する答弁で、羽ノ浦小学校と岩脇小学校の再編統合の可能性をしない答弁をしました。私は、申し上げておきますが、阿南市学校再編計画、具体的に学校をとる。私は、もう教育委員会、これで必死に対応しとると思うんです。そういう中で、羽ノ浦町やいうたら県南一のマンモス校、岩脇小学校も児童数が200人もおる。そういうところを、可能性があるような答弁しましたが、これはもうはっきりしとんです。岩佐市長が、向こう70年間の学校づくりっていうから、教育委員会としてもそういう答弁になるんです。忤度した答弁だと思います。それで、市長、首かしげますけど、そうは思いませんか。そうなんです。そして、今こそ知りませんが、もしこれが知れ渡ったら、私はもう教育委員会が推し進めようとしとる学校再編なんてできんようになると思います。ですから、計画しとる学校再編を積極的にやっていただいて、再編統合については積極的にする必要はないのでないかと思っております。

次に、阿南市は基本方針、阿南市の基本方針はこうなんです。私、市民に、福島はん、羽ノ浦小学校どないなとんぞって聞かれるんで、私はこう言ってます。羽ノ浦小学校の建て替えにつきましては、現地建て替えを基本として検討を進めてまいります。しかしながら、市民の皆様のさまざまな御意見もあることから、羽ノ浦地区全体の教育環境の将来を見据えた上で進めてまいります。市長、納得していただいておりますけど、これは、しかしながら、全部反対しとるじゃないですか。基本方針で進めてまいりますって言うとして、しかしながら、基本方針で進めとんだったら、共栄病院跡地でできんのだったら現地建て替えで進めるべきですけど、答弁にもこういう答弁です。ですから、羽ノ浦小学校は宙に浮いた状態なんです。やっぱ羽ノ浦の町民っていうのは、羽ノ浦小学校が老朽化して、前も一般質問しましたけど、大変な状態なんです。それで一刻も早い建築を望む声がある。そういう中で、岩佐市長が羽ノ浦出身として市長に当選された。町民の方は喜んだんです。地元の人が市長になった。この羽ノ浦小学校は、以前以上に急速に加速してできるって思ってたんです。でも、いざ現実になってみたら、市長、70年先の話をする。それで、学校ははっきりいうて宙に浮いた状態です。

そこで、質問いたしますが、岩佐市長は、市長就任以降に羽ノ浦小学校に視察に行ったことがございますか。お尋ねします。私は、行ってないとするなら、ぜひとも行って現状を見ていただきたい。そうするならば、70年先の話はできんと思います。お尋ねします。

渡部委員長 質問は以上でよろしいですか。

福島 委員 以上、もういっこんするよ。3回できるから。

渡部委員長 理事者の答弁を求めます。
小休いたします。

小 休 13:04～13:07

渡部委員長 再開いたします。
田上教育総務課長。

田上 課長 羽ノ浦小学校の御質問についてお答えをいたします。
まず、アンケートについてでございますが、具体的にどういう状況でできないのかということでございますが、これも繰り返しの答弁にはなりますが、アンケートにつきましては、調査の手法、質問項目等について十分精査する必要があると考えておりますの

で、実施時期については検討してまいりたいと思います。

次に、市長は羽ノ浦小学校へ視察に行ったことがあるのかという御質問でございますが、正式な視察ではございませんが、現地のほうは確認しておりますとのことです。トイレの状況、また雨漏りがしているという状況は把握しておりますということです。以上、お答えいたします。

渡部委員長 福島委員。

福島 委員 ありがとうございます。もうこれで質問終わりなんですね。最後の質問なんでお答えいただきたいと思います。

アンケートについて、私、具体的に聞いても同じ答弁です。私は極めて不誠実と思うんです。こんな簡単な話が同じ答弁。アンケートする、するって言うて、いつしますかって言うたら、何とかかんとか、一切言わん。だから、具体的にいつですかって言ってもそれも言わん。市長、職員の苦しい答弁分かりますか。これ、市長が具体的な羽ノ浦小学校の建て替えについて具体的な基本方針を実現可能なんを出さんからこんな話になるんです。また、共栄病院跡地に市長が建てる、建てるって言うております。ほんで、現地建て替えがいいんか、共栄病院跡地がいいんか、あまり時間をかけることなくアンケートをするって。ですから、アンケートをするまでは羽ノ浦小学校は宙に浮いた状態なんです。現実には羽ノ浦小学校が大変な状態だから早く建ててほしい。で、アンケートせなんだら場所決まらんでしょう。だから聞いたらこういう状態なんです。

それと、いつも思うんは、私、前も聞きました。岩佐市長はタウンミーティングで羽ノ浦小学校の建て替えは表原市長がトップダウンでしましたと言うとんです。ほんでも、本当の経緯を知っとったらそんなことは言えんのです。教育委員会の職員は7年間も現地建て替えで努力してきたんですよ。ほして、地元説明会もしたし、農協をかうんについても説明したし、かうんについて議会の同意も得とんです。ほんで、知っとったんですかっていうんでさえ、市長、答えんのです。これ、市長しか分らんことなんです。今の質問もそうです。私は市長に羽ノ浦小学校の現実を見ていただきたい。ですから、市長、視察に行きましたかって言うても、市長、横におるのに答弁せんのです。職員では分らんでしょう。

それで、最後に質問しますが、羽ノ浦小学校の現地建て替えの方針は岩浅嘉仁元市長さんが方針を示され、以降、7年近く教育委員会の皆様は現地建て替えの方針で仕事をされてきました。さっき言いましたように、グラウンドの拡張のため、JA東とくしま支所の購入についての地元説明会や、小学校の現地建て替えの基本方針の説明会などをしました。そして、こうした中で旧共栄病院跡地に小学校を移転を望む関係者から教育委員会の職員が厳しい質問や荒い言葉も耐え、基本方針をしてまいりました。私は、教育委員会の職員の皆様には敬意を払いたいと思います。それと一緒に、今、教育委員会の職員を非常に気の毒に思っております。やっぱりトップが方針出したら、職員は優秀だから何ぼでも仕事できるんです。ほんでも、羽ノ浦小学校について、市長、トップとして方針出しとらんでしょう。出したんは向こう70年先。70年先ったらここにおいでる人、誰もおりませんよ。羽ノ浦小学校、喫緊の課題であるのに70年先の話してどないするんですか。

そこで私、市長に質問しますが、岩佐市長が就任してから羽ノ浦小学校の建築場所が宙に浮いた状態で、さらに羽ノ浦小学校、岩脇小学校の再編、統合も考えてるのかのような方針です。教育委員会の皆様は一生懸命仕事をしますが、市長が羽ノ浦小学校の建て替えについて明確な方針を出さないため、宙に浮いた状態で、まともな答弁もできません。そして、これ、一番大事なのに市長が答えんのです。極めて不敬です。市長しか知らない質問に対して、岩佐市長は、現地建て替えをトップダウンで決めたとの発言に、さっき言いましたように、羽ノ浦小学校の建て替えの歴史や経緯を知らなかったから発

言したのかとの質問に、岩佐市長しか分からないことで、市長が横にいるのににこにこして答弁せんのです。今もにこにこしておりました。極めて不誠実です。そして、職員が困っているのに助け舟も出さない。市長が視察して、知っとんか知らんのかっていうんに、何しに市長が指示せなんだら分からんのですか。そして、こんな簡単なこと、どうして市長が答えんのですか。まして羽ノ浦小学校、住民が望んだ大変なことなんです。

岩佐市長に最後、質問しますが、羽ノ浦小学校の建て替えについて、具体的で実現可能な方針を示すことなく、岩佐市長は示すことなく、また、市長にしか分からないことを職員に答弁させていることについて、市長は教育委員会の皆様に責任を感じ、反省するお考えはありますか。この点を市長にお尋ねします。

それと、市長に言葉を送っております。最後に市長に言葉を送ります。やっぱり政治家で一番大事なのは、一生懸命やりよる中で過ちはある。過ちは、分かった段階で直すん。過ちのうちで最大の過ちは自分の過ちを認めないことなんです。認めないから次々、傷が深くなっていくんです。それと、私は一般質問で言うた言葉もお送りします。もう、市長、言ったことをお忘れになっと思うので。政治家は言葉で政治をするといっております。政治家は言葉が大事です。政治は言葉で政治をするといっております。政治家の言葉は有権者を奮い立たせ、理解をしてもらうときもあるし、その言葉によって転落するってこともあるんです。岩佐市長にお願いしたいんは、言葉を大事にして、職員が答弁できるような基本方針を示していただきたいと思います。

それでは、質問いたしますので、答弁よろしく願いいたします。

渡部委員長 小休します。

小 休 13:16～13:18

渡部委員長 再開いたします。
西田副市長。

西田副市長 福島委員さんの御質問でございしますが、現在は市長とともに教育委員会、ともに一生懸命、子どもたちのために取り組んでいるところでございしますので、御理解賜りたいと存じます。

(傍聴議員席で机をたたく者あり)

渡部委員長 では次、金久委員。

金久 委員 はい。

(委員会室内がざわつく)

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 はい。

(藤本委員 「パワハラちゃうん。」と呼ぶ)

(佐々木副議長 「あれはいかんだろう。」と呼ぶ)

(藤本委員 「テーブル叩いたんちゃう。」と呼ぶ)

(佐々木副議長 「あれはいかんと思う。」と呼ぶ)

(「手が当たったんちがうん。」と呼ぶ者あり)

(住友利広議員 「ちょっと当たっただけ。」と呼ぶ)

(藤本委員 「これ、映像残っとなっちゃうん。いけますか、これ。委員会中のやつやけん懲罰になるんですよ。大丈夫ですか、謝罪せんと。いけますか。」と呼ぶ)

(住友利広議員 「あのね…」と呼ぶ)

(藤本委員 「委員長、進めてください。」「動議出そうと思ったら出せる。」と呼ぶ)

渡部委員長 進めます。会議を続けます。
金久委員。

金久 委員 それでは、通告に従いまして、ちょっと通告しておりますので質問させていただきます。

阿南市は、那賀川町の一部エリアの住宅等に太陽光パネルを置き、蓄電池も配備して、エリア全体の民生部門の脱炭素化を図る提案をされましたけれども、残念ながら脱炭素先行地域に選定されなかったとお聞きをいたしております。そうした中、去る11月17日に掲載されました徳島新聞の記事には、国の脱炭素先行地域に選定されるのはハードルが高いと受け止め、本市は次回、応募について一旦、立ち止まって考えるといった記載がございました。そこで、お伺いをしたいのですが、今後の地域の脱炭素化についてどのように検討がされているのですか。そこをお教えいただきたいと思います。

引き続き言いましょうか。

渡部委員長 どちらでも。

金久 委員 じゃあ、引き続きもう1問。

阿南市内の主な社会体育施設、まあ、体育館でありますけれども、年間利用調整が行われていると考えております。その年間利用調整内容をしんきんサンアリーナなど、社会体育施設の利用申請のシステムに反映をして、そのあと、年間利用調整後に利用できる日の利用申請と利用決定はどのような流れで受付を開始して利用につなげているのですか。この2点をお伺いいたします。以上です。

渡部委員長 山田環境保全課長。

山田 課長 環境保全課の山田です。御質問のうち、一つ目の今後の地域の脱炭素化の検討について御答弁いたします。

地域全体の脱炭素化は、国の財政支援メニューを活用しながら進めていくことが肝要でございます。本市は、民間提案制度を活用し、民間事業者からの公共施設等のカーボンニュートラルに資する取組について提案を受け、環境省が募集する脱炭素先行地域づくり事業に応募しましたが、残念ながら先行地域には選ばれませんでした。その際、環境省からの審査結果の通知に付された評価委員からの意見等の内容を精査し、本市が先

行地域に選ばれる可能性について検討しましたが、今後はさらに狭き門となることが予想され、その可能性は低いのではないかと考えております。また、次回の募集が開始される予定の令和7年2月上旬までに計画の見直し作業を間に合わせることは、現時点において困難であると判断しているところでございます。

一方、地球温暖化対策は待ったなしの状況にあり、本市といたしましては、その他、国の支援メニューの活用も含め、国や県からのアドバイスを参考にしながら、地域の脱炭素化を着実に進めていくことができる方策について、鋭意検討をしているところでございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 篠原スポーツ振興課長。

篠原 課長 スポーツ振興課、篠原です。質問2点目の社会体育施設における利用申請についての御質問にお答えいたします。

阿南市内にあります社会体育施設のうち、年間利用調整を行っている施設は、しんきんサンアリーナ、那賀川スポーツセンター、羽ノ浦スポーツセンター、J A アグリあなんスタジアム、J A アグリあなん陸上競技場、J A アグリあなんテニスコート、あなんアリーナの7施設でございます。利用調整に係る手続きの時期やプロセスは施設によって異なりますが、当市の主要な体育館でありますしんきんサンアリーナ、那賀川スポーツセンター、羽ノ浦スポーツセンターの3施設においては、例年一括して利用調整を行っております。

令和7年4月から令和8年3月における利用調整を例にとって手続きの流れを御説明させていただきます。まず、令和6年11月から12月にかけて、市が主催する令和7年度の行事やイベント等を優先利用として調整を行います。その後、12月から1月にかけて市内の地区スポーツ協会及び競技団体から利用計画書を提出をしていただいて、予定が重複している部分につきましては、令和7年2月6日に予定しております利用調整会議において最終決定を行う予定でございます。最後に、公共施設予約システムに各団体の利用計画を入力するとともに、施設の利用台帳にも記録することで、令和7年3月からの一般向けの利用申請開始時において優先利用分が反映されるという流れになっております。以上、御説明いたします。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 それぞれ御説明、御答弁、ありがとうございます。

それでは、ちょっと意見と要望を申し上げますけれども、まず1点目の脱炭素化についてであります。2030年までの脱炭素化を目指す自治体を国が後押しする、先ほど、説明がありました脱炭素先行地域っていいのは、温室効果ガス排出量の実質ゼロを選択して実施するモデル都市を環境省が選定をして、地域内で再生可能エネルギーの地産地消を進める、または、電気の安定供給や災害対策にもつなげるということだと認識しております。そこで、要望ですけれども、本市が、先ほど説明のありましたように、今後、方策を鋭意検討していくということですが、阿南市はエネルギー立地集積地であることなども踏まえまして、現在、設置されております市のゼロカーボン推進室を中心に、阿南市内にはさまざまな資源や、あるいは環境がありますので、それを生かして、先行地域に限らず、多様な脱炭素化に向けた本市の取組をしっかりと検討して進められるよう要望しておきたいと思っております。

2点目の社会体育施設等の利用申請、予約等のことでございますけれども、市内の社会体育施設っていいのは学校施設の休日、夜間の体育館の一般利用もそうでございますが、男女問わず、小学生から高齢者、障がい児者なども含めまして、大変多くの方が利用されております。また、その利用内容につきましては、御存知のようにスポーツ

協会、あるいは各種競技団体が主催します大会、あるいはスポーツ活動、グループ利用も多種多様に利用がされているものと存じております。

このような中、施設の貸し出し予約、利用におきましては、その利用申請手続き、あるいは施設管理人等による受付、あるいは施設設備の説明対応も各施設ごとに多種多様な状況があると考えておりますし、調整の上、利用がされていると認識しております。施設管理者であります市におきましては、特に年度替わりに担当者が、あるいは管理人などが交代をされるということもございますので、いろいろな面で御苦勞もあると考えるところでございます。

そこで要望を申し上げます。御答弁にありました内容のように、しっかり手順を踏まれまして、施設利用の流れ、事務引き継ぎ、あるいは担当管理人等が施設運営管理内容を共有された上で、利用者への丁寧な御説明に努めて、市民の利用に今後も取組を進めていただきますよう要望いたしておきます。以上でございます。

渡部委員長 以上で通告による質疑が終わりましたので、これで本委員会の所管に係る一般質問を終結いたします。

藤本委員。

藤本 委員 小休してもらっていいですか。

渡部委員長 小休いたします。

小 休 13:29～13:33

渡部委員長 再開いたします。

以上で本委員会を閉じることにいたします。閉会に当たり、市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 本日は文教厚生委員会を開催していただきまして誠にありがとうございました。また、提案をさせていただきました案件につきましては、原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。御審議の中でいただきました御意見、御提言につきましては、今後の市政運営にしっかりと生かしてまいりたいと存じます。本日は誠にお世話になりました。ありがとうございました。

渡部委員長 これをもちまして、文教厚生委員会を閉会いたします。

閉 会 13:34
